

肥料の品質の確保等に関する法律に係る 登録・届出の手引き

指定混合肥料生産の届出について



福島県農業総合センター

届出の提出先

〒963-0531

郡山市日和田町高倉字下中道116番地

福島県農業総合センター

安全農業推進部 指導・有機認証課

電話 024-958-1708

FAX 024-958-1727

E-mail nougyou.anzen@pref.fukushima.lg.jp

■ 指定混合肥料の届出

- 主に登録を受けた普通肥料同士を配合して生産される普通肥料です。
- 生産にあたっては、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項に基づく届出のみが必要です。基本的には国が届出先となりますが、一部の指定混合肥料は都道府県知事が届出先となります。

福島県知事が届出先となる指定混合肥料について

- 肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2において、福島県知事が届出先となる指定混合肥料は下記の表のとおりです。

区分	配合する肥料の原料・製法
指定配合肥料	普通肥料＋普通肥料（単純配合、水造粒） （原料に使用できる普通肥料内訳） <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県知事に登録した肥料を配合した肥料・ 有機質肥料のみを配合した肥料・ 石灰質肥料のみを配合した肥料・ 都道府県をこえない農協等が配合した肥料
特殊肥料等入り指定混合肥料	普通肥料＋特殊肥料
土壌改良資材入り指定混合肥料	普通肥料＋指定土壌改良資材 特殊肥料＋指定土壌改良資材

- マンガン、ほう素、けい酸、硫黄を保証する肥料や汚泥肥料等の国登録・届出の普通肥料を配合した肥料を生産する場合には、ファミック仙台センターへご相談ください。

指定混合肥料の原料についての注意事項

指定混合肥料の原料に使用できる土壌改良資材について

- ・ 「地力増進法施行令」で定める以下の「土壌改良資材」が使用できます。

- ・ 泥炭
- ・ 腐植酸質資材（普通肥料に該当するものを除く。）
- ・ 木炭（植物性の殻の炭を含む。）
- ・ けいそう土焼成粒
- ・ ゼオライト
- ・ バーミキュライト
- ・ パーライト
- ・ ベントナイト
- ・ VA菌根菌資材

- ・ 告示「土壌改良資材品質表示基準」による「地力増進法に基づく表示」の表示票が包装等に記載された土壌改良資材のみが使用できます。
- ・ 表示票のない土壌改良資材（地力増進法施行令で定める基準（告示「地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の基準を定める件」）に適合しないもの）は使用できません。

指定混合肥料の原料に使用できない普通肥料

- 以下の普通肥料は指定混合肥料の原料に使用できません。
 - 事故肥料
 - 肥料の品質を低下させるような異物が混入された肥料
 - 土壌中における硝酸化成を抑制する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された肥料
 - 液状の肥料（当該肥料を原料として配合した普通肥料がその配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）
 - 牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。）を使用して生産された肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるBSEの発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。）
 - 「汚泥肥料」及び「水産副産物発酵肥料」

指定混合肥料の原料に使用できない特殊肥料

- 以下の特殊肥料は指定混合肥料の原料に使用できません。
 - 「人ふん尿」
 - 水分含有率が50%を超える「動物の排せつ物」
 - 水分含有率が50%を超える「堆肥」
 - 上記を原料とした混合特殊肥料

指定混合肥料の生産に係る手続きについて

届出書の提出について

- ・ 生産を開始する1週間前までに、福島県農業総合センターへ届出書及び参考資料を提出する必要があります。
 - ・ 届出書は1銘柄につき1件提出してください。
- ※県内農協が届出する場合は専用の様式となるので注意してください。
- ・ 届出には「有効期限」はありません。受理した届出を県が抹消することもできませんので、肥料の生産を止めた際には廃止届の提出が必要です。

参考資料について

- ・ 配合設計書
原料や成分量確認のため、配合した肥料の種類と割合を記載します。
- ・ 成分分析表
保証成分値確認に用います。

※福島県農業総合センターでは持ち込まれた肥料の分析は行っておりません。成分分析は分析事業者に依頼してください。

- ・ 届出人を確認するために、以下の書類のいずれかを添付してください。
 - ・ 法人の場合：「履歴事項証明書」（申請日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・ 個人の場合：「住民票抄本」（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 他社の工場で委託生産する場合
 - ・ 生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書

材料の使用について

- ・ 告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件」により、材料を使用できる指定混合肥料の種類、使用できる材料の用途、使用できる材料の上限の割合等が定められているので注意してください。
- ・ 使用できる材料の用途区分は以下のとおり
 - ・ 固結防止材
 - ・ 飛散防止材
 - ・ 浮上防止材
 - ・ 組成均一化促進材
 - ・ 効果発現促進材
 - ・ 着色材
 - ・ 粒状化促進材
- ・ 材料を使用する場合は、配合設計書にも記載するとともに、添加する量が必要最小限であることを示す資料も添付してください。

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 2 肥料の名称

- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

- 4 生産する事業場の名称及び所在地

- 5 保管する施設の所在地

記載例

□□□□年△△月★★日 * 1)

* 1 : 日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住 所 郡山市日和田町☆☆字**

氏 名 株式会社○○○○ * 2)

* 2 : 法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入
個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

代表取締役 ○○ ○○ * 3)

* 3 : 押印不要

(電 話) ○○○-●●●-○○○○

(F A X) ○○○-●●●-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

郡山市日和田町☆☆字**

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

- 2 肥料の名称

配合肥料 3 号

- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる普通肥料 * 4)

* 4 : 「指定配合肥料」の場合は「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる普通肥料」

「特殊肥料等入り指定混合肥料」の場合は「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる普通肥料」

「土壌改良資材入り指定混合肥料」の場合は「肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる普通肥料」

と記入。

- 4 生産する事業場の名称及び所在地

株式会社○○○○ 肥料生産工場 * 5)

郡山市日和田町☆☆字** * 5 : 生産事業場の名称は記入漏れが多いので要注意

- 5 保管する施設の所在地

郡山市日和田町☆☆字**

(別紙様式)

生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

今般、別添貸借契約書及び見取り図のとおり、 所有の 工場の生産設備を貸借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することで、届出の提出に併せて提出します。

なお、別添貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には、速やかに報告することとします。

記

- 1 生産設備を貸借して生産を行う工場の名称及び所在地
- 2 生産設備を貸借して生産する肥料の種類
指定混合肥料 (肥料の区分：)
- 3 生産設備を貸借する期間
(年 月 日～ 年 月 日)
- 4 生産の管理責任者

備 考

- 1 貸借契約書及び見取り図を添付する。
- 2 記の3について、貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、貸借の契約が継続している間は、貸借する期間の変更の届出は不要とする。
- 3 記の4については、役職名等を記載する。

指定混合肥料の保証票について

生産業者保証票について

- ・肥料の品質の確保等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、普通肥料を生産したときは容器または包装の外部に遅滞なく「生産業者保証票」を添付しなければなりません。
- ・容器や包装を用いない場合は、同法同条の規定に基づき、各荷口または各個に「生産業者保証票」を添付しなければなりません。
- ・保証票は法令で定める事項のみ記載できます。また虚偽の記載をしてはなりません。
- ・保証票の文字サイズは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は文字サイズを適宜調整してください。
- ・告示「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件」により、生産業者保証票の文字のサイズや表示する箇所等が定められているので、告示を必ず確認してください。

原料に動物由来たん白質を用いる場合の注意事項

- ・原料に動物由来のたん白質を使用する場合、告示「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件」に基づく注意事項の記載が必要です。
- ・注意事項は保証票の内部ではなく、保証票の外側の下部に記載します。
- ・牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含む場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

- ・牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

保証票での成分表示について

- ・指定配合肥料
配合設計による算出または製品分析により、主成分の含有量を保証票に表示します。
- ・特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料
製品分析により、主成分の含有量を保証票に表示します。
 - ・以下の成分は必ず表示
 - ・普通肥料（硫黄及びその化合物以外）を原料に使用：原料で保証している成分
 - ・特殊肥料のうち堆肥等を原料とした場合：窒素全量、りん酸全量、加里全量
 - ・銅全量、亜鉛全量、石灰全量については、原料の特殊肥料で表示している場合は表示
 - ・任意で表示可能
 - ・アルカリ分、硫黄、苦土等について：同法施行規則第11条第9項第3号で定める成分表示に必要な最小量以上を含有する場合には表示できる

※ 福島県農業総合センターでは持ち込まれた肥料の分析は行っておりません。成分分析は分析事業者へ依頼してください。

様式第 9 号

指定配合肥料生産業者保証票
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

特殊肥料等入り指定混合肥料生産業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地
主成分の含有量 * 1)

* 1 : 分析値に基づく

土壌改良資材入り指定混合肥料生産業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地
主成分の含有量 * 2)

* 2 : 分析値に基づく

指定配合肥料 生産業者保証票		
肥料の名称	配合肥料3号	* 1)
保証成分量 (%)	窒素全量	10.0
	りん酸全量	10.0
	加里全量	10.0
原料の種類 (配合原料)	副産動植物質肥料〔動物由来物質、植物由来物質〕、植物質類、 副産肥料〔加里含有物〕、動物かす粉末類	
		* 2)
		* 3)
備考：1	重量割合の大きい順である。	
2	〔 〕内は副産動植物質肥料または副産肥料の原料である	
材料の種類、名称及び使用量	(使用されている摂取防止材) とうがらし粉末	
		* 4)
正味重量	20kg	
生産した年月	◆◆年★★月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	○○株式会社 福島県郡山市日和田町☆☆字◆◆	
生産した事業場の名称及び所在地	○○株式会社 ○○工場 福島県福島市荒井字@@@@番地	

* 1 : 届出をした指定混合肥料の名称を記載する。受理した県等は記載しない

* 2 : 告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件」の別表第3による統合表示名称を記載できる

* 3 : 動物性たん白質を原料に用いる際は下記を保証票の下に記載

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

(牛・めん羊類由来の動物性たん白質を原料に用いている場合)

* 4 : 原料として使用する肥料に使用された摂取防止材については、その種類と名称のみを記載し、使用量は記載しない

特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票		
肥料の名称	堆肥入り配合肥料 4 号	* 1)
原料の種類及び配合割合		
(特殊肥料等入り指定混合肥料の原料)		
普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものを除く。) (6 割)		
	: 指定配合肥料 [植物質類、動物かす粉末類]、消石灰	* 2) * 3)
	特殊肥料 (3 割) : 堆肥 [牛ふん、稲わら]	
備考: 1 重量割合の大きい順である。		
	2 [] 内は指定配合肥料または堆肥の原料である	
材料の種類、名称及び使用量		
	(使用されている組成均一化促進材)	石こう 10%
正味重量	20kg	
生産した年月	◆◆年★★月	
生産業者の氏名又は名称及び住所		
	○○株式会社	
	福島県郡山市日和田町☆☆字◆◆	
生産した事業場の名称及び所在地		
	○○株式会社 ○○工場	
	福島県福島市荒井字@@@@番地	
主成分の含有量		
窒素全量	10.0	%
りん酸全量	10.0	%
加里全量	10.0	%

* 1 : 届出をした指定混合肥料の名称を記載する。受理した県等は記載しない

* 2 : 告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件」の別表第 3 による統合表示名称を記載できる

* 3 : 動物性たん白質を原料に用いる際は下記を保証票の下に記載

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

(牛・めん羊類以外の動物性たん白質を原料に用いている場合)

土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票		
肥料の名称	土壌改良資材入り配合肥料 5 号	* 1)
原料の種類及び配合割合		
特殊肥料 (6 割)	：堆肥 [牛ふん、もみ殻]、肉かす	* 2)
備考： 1 重量割合の大きい順である。		
2 [] 内は堆肥の原料である		
材料の種類、名称及び使用量		
(使用されている摂取防止材)		
とうがらし粉末	5%	
混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合		
(混入した物の名称及び混入割合)		
指定土壌改良資材 (4 割)	：パーライト、木炭	
正味重量	20kg	
生産した年月	◆◆年★★月	
生産業者の氏名又は名称及び住所		
○○株式会社		
福島県郡山市日和田町☆☆字◆◆		
生産した事業場の名称及び所在地		
○○株式会社 ○○工場		
福島県福島市荒井字@@@@番地		
主成分の含有量		
窒素全量	10.0	%
りん酸全量	10.0	%
加里全量	10.0	%

* 1 : 届出をした指定混合肥料の名称を記載する。受理した県等は記載しない

* 2 : 動物性たん白質を原料に用いる際は下記を保証票の下に記載

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

(牛・めん羊類由来の動物性たん白質を原料に用いている場合)

指定混合肥料の届出後の注意事項

帳簿の備付と記録について

- ・肥料の品質の確保等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、肥料の生産業者は事業場ごとに帳簿を備えなければなりません。
- ・同法同条の規定に基づき、肥料を生産したときは名称・生産数量・**原料**を記録しなければなりません。
- ・同法同条第3項の規定に基づき、帳簿は2年間保存しなければなりません。
- ・**原料についての記載事項は、同法施行規則第25条の二を参照してください。**
- ・同法施行規則同条の規定に基づき、指定混合肥料を生産したときは以下の事項も記載する必要があります。
 - ・肥料を生産した年月日

放射性セシウムの暫定許容値について

- 平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づく肥料、土壌改良資材、培土の放射性セシウム暫定許容値は400 Bq/kg（製品重量）です。

暫定許容値を超過する肥料を生産・販売しないよう注意してください。

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書について

- 住所（主たる事務所の所在地）や法人の代表者名、法人の名称、生産する事業場の名称等の変更、生産事業場の所在地もしくは保管施設の所在地の追加や削除等、届出事項に変更が生じた場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第16の2第3項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 変更が生じた日から2週間以内に、変更届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 法人の名称や代表者の氏名、主たる事務所の所在地が変更された場合には、変更を確認するため、履歴事項証明書を1部添付してください。
- 変更の生じた日から2週間以上経過した後に変更届を提出する場合には、別途「遅延理由書」を1部添付してください（様式は福島県農業総合センターへお問い合わせください）。
- 登記に時間を要するため、変更から2週間以内に変更届を提出できない場合には、事前に福島県農業総合センターへ御連絡ください。

※ 肥料の品質の確保等に関する法律では届出の「承継」はありません。

- ・ 世帯内の後継者への経営移譲や業務の相続
- ・ 任意組合での代表変更
- ・ 個人商店の代表者変更
- ・ 個人商店から法人化 等の場合には、
すべて、当初届出の廃止及び新規届出の提出が必要です。

変更届に該当しない場合について

- ・ 以下の場合に変更ではなく、当初届出の廃止及び新たな届出の提出が必要です。
 - ・ 指定配合肥料
保証成分量が変わる場合
 - ・ 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料
土壌改良資材も含め原料の種類が変わる場合

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

記載例

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

□□□□年○○月★★日 * 1)

* 1 : 日付は西暦、和暦どちらも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住 所 郡山市日和田町☆☆字×× * 2)

* 2 : 個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所を記入してください

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ * 3)

* 3 : 押印不要

(電 話) ○○○-●●●-○○○○

(F A X) ○○○-●●●-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

さきに□□□□年△△月★★日付け* 4) で肥料の品質の確保等に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

* 4 : 当初の届出年月日を記入

記

1 変更した年月日

□□□□年○○月▲▲日

2 変更した事項

代表者の氏名

(新) ○○ ■■

(旧) ○○ ○○

3 変更した理由

取締役会の決議による

指定混合肥料生産業者事業廃止届について

- 指定混合肥料の生産を廃止した場合、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の二第3項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 指定混合肥料の生産廃止に伴い肥料販売も廃止する場合、同法第23条第2項の規定に基づき、福島県知事に届け出なければなりません。
- 生産を廃止した日から2週間以内に、廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 届出人が死亡した場合は、家族の方が代理人として廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。

※ 法人を廃業する場合には清算人・破産管財人からの廃止届を提出をお願いします。

※ すでに指定混合肥料の生産を廃止している場合でも、廃止届の提出なく県で届出を抹消することはありません。廃止届の提出を必ず行ってください。

※ 廃止届未提出の場合は、立入検査や生産数量報告の対象となり続けます。

指定混合肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日
- 2 生産していた指定配合肥料の名称

様式第 8 号の 3 (ハ) (日本産業規格 A 4)

記載例

指定混合肥料生産事業廃止届出書

□□◆◆年○○月◇◇日 * 1)

* 1 : 日付は西暦、和暦どちらも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住 所 郡山市日和田町☆☆字◆◆ * 2)

* 2 : 個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所を記入してください

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ * 3)

* 3 : 押印不要

(電 話) ○○○-●●●-○○○○

(F A X) ○○○-●●●-○○●●

(E-mail) ****@□□□□

さきに□□□□年△△月★★日付け* 4) で肥料の品質の確保等に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項の規定の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

* 4 : 当初の届出年月日を記入

記

1 廃止した年月日

□□◆◆年○○月★★日

2 生産していた指定配合肥料の名称

配合肥料 3 号